

## 「スポーツエールカンパニー」認定ロゴマーク使用規約

平成 29 年 12 月 12 日  
スポーツ庁次長決定

### 1. 目的

スポーツエールカンパニー認定制度実施要項（平成 29 年 7 月 19 日スポーツ庁次長決定、平成 29 年 8 月 2 日一部改定）及びスポーツエールカンパニー認定制度実施細則（平成 29 年 8 月 2 日スポーツ庁次長決定）に基づき、スポーツエールカンパニーに認定された企業（以下「認定企業」という。）が、その認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信を行えるよう、認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するにあたり、遵守すべき事項を定めるため「スポーツエールカンパニー」認定ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

### 2. ロゴマークの使用承認等

- (1) 認定企業は、スポーツ庁から配布されるロゴマークを、無償で使用することができる。
- (2) 認定企業は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保若しくは転貸し、又は代理利用を許諾することはできない。
- (3) 認定企業は「スポーツエールカンパニー」の認定有効期間が満了した場合、又は、認定の取消しを受けた場合、ロゴマークを使用することができない。

### 3. ロゴマークの使用方法

- (1) 認定企業は、次のような目的のためにロゴマークを使用することはできない。
  - ア 主として、特定の政治、思想、宗教、募金活動と結び付けて使用すること
  - イ 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
  - ウ 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
  - エ 特定の商品名やブランド名として使用すること
  - オ 「スポーツエールカンパニー」の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること
  - カ その他スポーツ庁が不適切と判断すること
- (2) 認定企業は、ロゴマークの使用にあたって「ロゴマークマニュアル」を遵守しなければならない。
- (3) 認定企業が本規約に違反したロゴマークの使用を行ったとスポーツ庁が判断した場合、スポーツ庁は認定企業にロゴマークの使用の中止や使用した物品の回収等を求めることがある。
- (4) 認定企業は、スポーツ庁が（3）の措置を講じた場合、直ちにその措置に従わなければならない。

4. ロゴマークの使用期限

認定企業によるロゴマークの使用は、認定証に記載された有効期限までとする。

5. 免責

ロゴマークの使用に関わるクレームや損害等については、スポーツ庁は一切の責任を負わない。

6. 本規約の改訂

本規約は、スポーツ庁より、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

以上